

**No.1111テキスト「林業架線作業主任者テキスト」 変更箇所  
令和6年11月 第4版 第7刷→令和8年4月 第4版 第8刷**

頁	行数等	修正（訂正）前	変更修正（訂正）後
127	下から 6～3行目	(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、工期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>そこなう</u> おそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。	(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者 <u>その他の</u> 仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、作業方法、工期、納期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>損なう</u> おそれのある条件を <u>付</u> さないように配慮しなければならない。
127	下から 3～1行目	(労働者の責務) 第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	(労働者の責務) 第4条 労働者 <u>及び労働者以外の者</u> で労働者と同一の場所 <u>において仕事の作業に従事するもの</u> は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
129	下から 13～7行目	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。  2 前項に規定する事業者は、～ なければならない。□	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い <u>作業従事者</u> の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 <u>作業従事者</u> の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 <u>作業従事者</u> の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、 <u>作業従事者</u> の救護に関し必要な事項を行うこと。  2 前項に規定する事業者は、～ なければならない。
129	下から 3～2行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 <u>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者</u> は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
129 ～ 130	129P 下から1行目 ～ 130P 上から1行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。  2 前項の厚生労働省令を～ なければならない。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 <u>及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者</u> が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。  2 前項の厚生労働省令を～ なければならない
149	上から15行目 (第3編 衛生基準と第6章 休養の間に挿入)	第3編 衛生基準  第5章 (新設)  第6章	<del>第3編 衛生基準 第5章 温度及び湿度 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。  2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。  第6章</del>  (削除)
149	下から6行目	(救急用具の内容) 第634条 事業者は、前条第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。 一 ぼう帯材料、ピンセット及び消毒薬 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等	(削除)

奥付	枠内	平成21年3月 改訂版 平成25年3月 第3版 平成28年6月 第4版 令和5年7月 第6刷 令和6年11月 第7刷 令和8年4月 第8刷	平成21年3月 改訂版 平成25年3月 第3版 平成28年6月 第4版 令和5年7月 第6刷…削除 令和6年11月 第7刷 令和8年4月 第8刷…追加
奥付	枠内	定価2,530円 (本体価格2,300円+税) 送料別	定価2,860円 (本体価格2,600円+税) 送料別
奥付	枠外	2024.11.500	2026.04.500
裏表紙	右上	定価2,530円 (本体価格2,300円+税) 送料別	定価2,860円 (本体価格2,600円+税) 送料別